

# 新居浜工業高等専門学校における技術専門職員に関する規程

平成 10 年 3 月 31 日規程第 2 号

(職の設置)

第 1 条 新居浜工業高等専門学校に、技術専門職員を置く。

(技術専門職員)

第 2 条 技術専門職員は、高度の専門的技術を有し、その技術に基づき、教育研究の支援のための技術開発及び技術業務並びに学生の技術指導を行うとともに、技術の継承及び保存並びに技術研修に関する調査研究を行う。

(選考基準)

第 3 条 技術専門職員は、原則として、一般職員本給表（一）3 級以上の者であって、次の各号に掲げるところに基づき、高度の専門的な技術を有することが客観的に明らかな者とする。

- (1) 職務に関連する技術系の国家資格試験に合格した者
- (2) 特許取得等の独創的な技術開発を行った者
- (3) 学会賞等を受賞した者
- (4) 科学技術研究費補助金等の公募採択型の各種補助金を受けた者
- (5) 修士以上の学位を有する者
- (6) 技術発表会等において職務に関連する技術発表等を行った者
- (7) 学会等において職務に関連する論文発表等を行った者
- (8) その他、校長が前各号と同等以上の資格等を持つと判断した者

(選考方法)

第 4 条 技術専門職員候補者の選考は、技術室長が、学科主任の意見を聴いて行う。

(雑則)

第 5 条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。